平成２６年（フ）第１１０号
栃木県足利市大月町48番地１
破産者　有限会社富岡鉄工所
１　決定年月日　平成27年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第８１号
群馬県前橋市大前田町1720番地２
破産者　株式会社ワイピーエフ
１　決定年月日　平成27年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４０２号
愛知県豊田市美里３丁目17番地20
破産者　有限会社大津青果
１　決定年月日　平成27年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
愛知県知立市鳥居１丁目18番地５
破産者　株式会社イズハラ
１　決定年月日　平成27年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６０４号
広島県廿日市市下の浜16番16号
破産者　有限会社ナカタ不動産
１　決定年月日　平成27年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９４号
広島市西区己斐上５丁目42番15―101号、商業登記簿上の本店所在地広島市東区山根町27番１―709号
破産者　有限会社リベル
１　決定年月日　平成27年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
熊本県天草市御所浦町御所浦5774番地
破産者　黒田　光幸
１　決定年月日　平成27年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１０６１１号
千葉県船橋市松が丘４丁目44―13
破産者　橋本　真弓
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９０９号
埼玉県草加市両新田西町403番地５
破産者　エー・イー・シー・サービス株式会社
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２８号
東京都江東区亀戸２丁目18番７号
破産者　株式会社ＥＰＩＣＵＲＩＥＮＳ
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６１号
埼玉県さいたま市西区大字指扇1958―33
破産者　上吉原理恵
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２５０号
東京都足立区大谷田１丁目１－７－408
破産者　須藤　記男
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２５１号
東京都足立区大谷田１丁目１－７－408
破産者　須藤美津江
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８０５号
東京都新宿区早稲田鶴巻町571番地
破産者　コバプリンティング株式会社
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８０６号
東京都板橋区中丸町37―13―303、開始決定時の住所東京都板橋区小茂根２丁目17－４
破産者　小林　芳夫
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８９号
東京都西東京市下保谷３丁目３－３
破産者　石川光亜浩
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７７号
東京都渋谷区渋谷１丁目17－４－403
破産者　片岡　重勝（旧姓望月）
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１８号
東京都新宿区下落合２丁目13番11号　イガリビル202
破産者　株式会社国際環境デザイン
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３３７号
埼玉県飯能市栄町14―６　ハーモニー21　６号室
破産者　宮本　秀剛
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３３８号
埼玉県飯能市栄町14―６　ハーモニー21　６号室
破産者　宮本　優子
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３８６号
茨城県水戸市見和１丁目345番地の33
破産者　フジ商会有限会社
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３９０号
千葉県南房総市白浜町滝口265番地
破産者　白浜生コン株式会社
１　決定年月日　平成27年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部